

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) 一

○納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則

(同) 三二

訓 令 甲

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

(税務課) 三二

規 則

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十六号

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表様式第五号の二の項中 「その一」 「その一」
「その二」 「その二」
「その三」 「その三」
「その四」 「その四」
「その五」 「その五」
に改め、同表様式第二十号の項中

「条例第十四条 条例第十四条
条例附則第十一 条例附則第十條
」の十 』に改め、同表様式第三十八号の項中、その三」を
「その三
その四
その五」

に改め、同表様式第六十二号の三の項を削る。

様式第五号(その一)から様式第五号(その三)までを次のように改める。

様式第5号(その3)

(裏)

<p>「納税を納めるところ」</p>	<p>「個人事業用について」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 課税の届出 毎月課税額がその年及び前年度納税全額額の8%を超えれば、納税の届出を提出の上で行います。ただし、年額額10,000円以下の場合及び年の経過における申告書の提出は多額に納付で済みます。 2 納付の届出 納税の届出には、年額の納税に相当する納付書を送付し記載されます。1年間の納税額が、申告書の記載がない場合は、推定はありませんが、この場合については、年額がわかること、この場合がわかったことを知った日の翌日から納付して20日以内(2週間)に納付して納付済とする必要があります。 3 この届出について行われる場合は、この届出によって前年度課税の課税額を推定し、前年度課税の納税額が多かったことを知った日の翌日から10日以内に前年度納税額を納付して前年度納税額を確定することなく、この届出について納税の滞りがないことを確認することになります。 4 前年度課税額を確定し、5月31日(5月31日)以降に納付した場合は、この届出について納税の滞りがないことを確認することになります。 5 納付の滞りがない場合は、この届出によって前年度課税の課税額を推定し、前年度課税の納税額が多かったことを知った日の翌日から10日以内に前年度納税額を納付して前年度納税額を確定することなく、この届出について納税の滞りがないことを確認することになります。 6 前年度課税額を確定し、5月31日(5月31日)以降に納付した場合は、この届出について納税の滞りがないことを確認することになります。 7 納税の滞りがない場合は、この届出によって前年度課税の課税額を推定し、前年度課税の納税額が多かったことを知った日の翌日から10日以内に前年度納税額を納付して前年度納税額を確定することなく、この届出について納税の滞りがないことを確認することになります。 8 前年度課税額を確定し、5月31日(5月31日)以降に納付した場合は、この届出について納税の滞りがないことを確認することになります。 9 前年度課税額を確定し、5月31日(5月31日)以降に納付した場合は、この届出について納税の滞りがないことを確認することになります。 10 前年度課税額を確定し、5月31日(5月31日)以降に納付した場合は、この届出について納税の滞りがないことを確認することになります。
--------------------	---

※印刷範囲

- 1 余白には、書式及び記載事項を調整の上、納税者に対するお知らせ等を記載することができます。
- 2 (納税を納めるところ)の欄には、金額欄同等の名称を記載する。

様式第五号(その五)から様式第五号(その七)までを次のように改める。

様式第5号(その6)

自動車税納税通知書

年度自動車税	
登録番号	
納付番号	徴収番号
納 額	
税 額	円

上記のとおり納付してください。

印

77

宮城県 領収済通知書

宮城県庁 宮城県庁印

法人番号	宮城県庁 法人番号	001310-8-967087	納税	金額	円
納付番号	00000	納付	金額	円	
納 額		納 額			
税 額		税 額			

34

納税者	納税日付印
納付番号	
納 額	
税 額	

自動車税納付書 宮城県庁 領収済通知書

法人番号	宮城県庁 法人番号	001310-8-967087	納税	金額	円
納付番号		納付	金額	円	
納 額		納 額			
税 額		税 額			

納税者	納税日付印
納付番号	
納 額	
税 額	

領収証書

納付番号	徴収番号
納 額	税 額
納 額	税 額
納 額	税 額

納税者	納税日付印
納付番号	

自動車税納税証明書

登録番号	
車台番号	
年 額	
税 額	

納税者	納税日付印
納付番号	

様式第五号の二(その一)から様式第五号の二(その四)までを次のように改める。

様式第5号の2(その1)

(裏)

- 1 この処分(特例)について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内は、知事に審査請求することができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の請求を提出し、審査請求の請求があつたことを知つた日の翌日から起算して10月31日に官報を提出し、審査請求の請求を提出することなく、この処分についての処分書の請求を提出することができます。ただし、既に履行する場合には審査請求の請求を提出することなく、この処分についての処分書の請求を提出することができます。
- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても請求がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の履行により至る新しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他請求を認めないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 この処分による徴収金を納める場合の延滞金については、地方税法に規定するところにより計算(計算方法は納税通知書等に記載)の上納付滞等の罰金等に課税して納めなければなりません。
- 4 本表を使用した日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることとなります。
- 5 滞納は、滞納の「徴収を納める場所」に記載してあるところで行うことができます。

封印前裏面 空白には、書式及び記載事項を調整の上、納税者に対するお知らせ等を記載することができます。

様式第5号の2(その2)

(表)

法人 県民税督促状

印

年度	事業年度終了した直前の事業年度又は計算期間		
市区区分	納付番号	課税番号	納付区分
納付番号	課税番号	納付番号	
指定納付期			

法人税	出人民間税	
均等割額		円
所得割額		円
行庫振込用額		円
資本割額		円
法人割額		円
延滞金		円
過少申告加算金		円
不申告加算金		円
滞り金		円
合計		円

延滞金を除く合計額

77

宮城県 領収済通知書

宮城県 領収済通知書

印

法人名称	宮城県・仙台市 〇〇株式会社	住所	
法人番号	01000	納付番号	
課税年度		納付期	

34

住所	〒113-8501 仙台市青葉区中央1-1-1	納税者氏名	〇〇株式会社	課税目付印
代表者	代表取締役社長 〇〇〇〇	法人印		

法人 県民税・県民税督促状

印

法人名称	宮城県・仙台市 〇〇株式会社	住所	
法人番号	01000	納付番号	
課税年度		納付期	

住所	〒113-8501 仙台市青葉区中央1-1-1	納税者氏名	〇〇株式会社	課税目付印
代表者	代表取締役社長 〇〇〇〇	法人印		

領収証書

納付番号		領収年度	
納付額		納付期	
延滞金		課税年度	
合計額			

課税目付印

収入印紙千圓

様式第5号の2(その2)

(裏)

- 1 この部分(附則)において不備があるときは、この部分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内、如事に催告請求することができます。
- 2 この部分において不備があるときは、この部分についての審査請求の提出を拒む場合には、審査請求の提出があつたことを知つた日の翌日から起算して10日以内、官報費を納付して自治体地方議員にこの部分についての取消しの請求を提出することができます。ただし、次に掲げる場合には審査請求の取消を認めることなく、この部分についての取消しの請求を受理することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過して取消がないとき。
 - (2) 処分、処分後の執行又は手続の履行により生じる新しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - (3) その他取消に係る徴収金を納める場合の経緯等については、地方自治法に規定するところにより計算の上執行等の担当職に記録して納めなければなりません。
 - 4 本件を受理した日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納しないときは、審判部分を受理することになりません。
 - 5 附則は、前記の「附則を納める費用」に記録してあることとなります。

※印刷費用 余白には、書式及び記載事項を調整の上、納税者に対するお知らせ等を記載することができます。

様式第5号の2(その3)

(表)

自動車税督促状

知覚自動車税	
延納者名	
納付番号	徴収番号
納 額	
延 納	円

上記の上記と納付となっておりますから延納納めてください。
 行き違いにより、既に納められた方にも本使の送達される
 ことがありますので御了承ください。
 (原則として2回ください)

印

77

宮城県 領収済通知書

公

宮城県庁

印

延納者名	宮城県庁	住所	00130-8-967087	年額		円
延納者住所	宮城県庁	延納額		延納日		円
延納額		延納日		納付額		円
延納日		納付額				

34

延納者名	宮城県庁	延納日		延納額		円
延納者住所	宮城県庁	延納額		延納日		円
延納額		延納日		納付額		円
延納日		納付額				

自動車税納付書 公

印

延納者名	宮城県庁	住所	00130-8-967087	年額		円
延納者住所	宮城県庁	延納額		延納日		円
延納額		延納日		納付額		円
延納日		納付額				

領収証券

延納者名	宮城県庁	住所	00130-8-967087	年額		円
延納者住所	宮城県庁	延納額		延納日		円
延納額		延納日		納付額		円
延納日		納付額				

延納者名	宮城県庁	住所	00130-8-967087	年額		円
延納者住所	宮城県庁	延納額		延納日		円
延納額		延納日		納付額		円
延納日		納付額				

自動車税納税証明書

(継続検査用)

延納者名	宮城県庁	住所	00130-8-967087	年額		円
延納者住所	宮城県庁	延納額		延納日		円
延納額		延納日		納付額		円
延納日		納付額				

延納者名	宮城県庁	住所	00130-8-967087	年額		円
延納者住所	宮城県庁	延納額		延納日		円
延納額		延納日		納付額		円
延納日		納付額				

様式第 5 号の 2 (その 3)

(裏)

「普通地方自治法」第 107 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、議決事項を執行することになります。

1 この議決事項を執行した旨の届書をして、各自治体長に提出し、執行の旨を通知することになります。

2 この届書は、議決事項の執行の進捗状況、執行の経過、執行の結果、執行の費用、執行の収入、執行の利益、執行の損失、執行のその他の事項について、議決事項を執行した自治体長に提出することになります。

3 この届書は、議決事項の執行の進捗状況、執行の経過、執行の結果、執行の費用、執行の収入、執行の利益、執行の損失、執行のその他の事項について、議決事項を執行した自治体長に提出することになります。

4 この届書は、議決事項の執行の進捗状況、執行の経過、執行の結果、執行の費用、執行の収入、執行の利益、執行の損失、執行のその他の事項について、議決事項を執行した自治体長に提出することになります。

5 この届書は、議決事項の執行の進捗状況、執行の経過、執行の結果、執行の費用、執行の収入、執行の利益、執行の損失、執行のその他の事項について、議決事項を執行した自治体長に提出することになります。

6 この届書は、議決事項の執行の進捗状況、執行の経過、執行の結果、執行の費用、執行の収入、執行の利益、執行の損失、執行のその他の事項について、議決事項を執行した自治体長に提出することになります。

7 この届書は、議決事項の執行の進捗状況、執行の経過、執行の結果、執行の費用、執行の収入、執行の利益、執行の損失、執行のその他の事項について、議決事項を執行した自治体長に提出することになります。

8 この届書は、議決事項の執行の進捗状況、執行の経過、執行の結果、執行の費用、執行の収入、執行の利益、執行の損失、執行のその他の事項について、議決事項を執行した自治体長に提出することになります。

9 この届書は、議決事項の執行の進捗状況、執行の経過、執行の結果、執行の費用、執行の収入、執行の利益、執行の損失、執行のその他の事項について、議決事項を執行した自治体長に提出することになります。

10 この届書は、議決事項の執行の進捗状況、執行の経過、執行の結果、執行の費用、執行の収入、執行の利益、執行の損失、執行のその他の事項について、議決事項を執行した自治体長に提出することになります。

書印欄 空白には、書式及び記載事項を調整の上、納税者に対するお知らせ等を記載することができます。

様式第5号の2(その4)

(表)

種 別	口	課 税 年 度	納 期
納 付 番 号	課 税 番 号	納 付 区 分	
		年 別 区 分	
納 期	限	指 定 納 期 課 税	
事 業 年 度	納 付 (入) 額 額		

送 付 期 間	送 付 日 数	日
送 付 日 数	日	日
送 付 日 数	日	日
送 付 日 数	日	日
送 付 日 数	日	日

上記のとおり課税額が未納となっておりますので、
年 月 日まで納付して
ください。(額面もご記入ください。)

印

77

宮城県 徴収済通知書

宮城県

宮城県庁

宮城県庁

納付者氏名	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒

34

納付者氏名	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒

宮城県

宮城県庁

宮城県庁

納付者氏名	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒

納付者氏名	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒

徴収証書

納付者氏名	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒

納付者氏名	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒
納付先住所	〒	〒	〒

様式第5号の2(その4)

(裏)

- 1 この処分（借付）について不届があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内、知事に報告しなければならないこととなります。
- 2 この処分について不届があるときは、この処分についての借付請求の届出を提出した後に、借付請求の届出があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内は借付請求を撤回して借付処分取消しをこの処分について撤回しの変更を提出することができません。ただし、次に掲げる場合には借付請求の撤回を撤回することなく、この処分についての撤回しの変更を提出することができます。
- (1) 借付請求をした日から3か月を経過して借付がないとき。
- (2) 借付、処分の実行又は下続の執行により生じる新しい借付を撤回するため借付の必要があるとき。
- (3) その他借付を撤回しないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 この借付に係る延滞金については、地方自治法に規定するところにより計算（計算方法は新住民印書等に規定）の上納めなければなりません。
- 4 本県の延滞金日割額に7%とあるのは、平成19年1月1日から当分の間は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行公表の第1年度1号の規定に基づいて定められる借付手形の基準割引率に年率を調整した割合が所定、所定がない場合は、その年率において、当該借付手形の基準割引率に年率を加算した割合となります。
- 5 本県を脱した日から起算して10日を経過した日まで延滞金を完納しないときは、罰金処分を受けることとなります。

※印刷要領 余白には、書式及び記載事項を調整の上、納税者に対するお知らせ等を記載することができます。

様式第五号の二(その五)を削る。
様式第十五号の二を次のように改める。

様式第15号の2

(裏)

① この部分について平假があるときは、この部分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に
 知事へ審査請求することとする。

② この部分について平假があるときは、この部分について審査請求の請求を受けた後、審査請求の請求があ
 ったことを知った日の翌日から起算して60日以内に官報を催告として官報を請求する。この部分について
 の処分についての取消しの請求を提出することとする。

(1) 審査請求をした日から3か月を経過しても請求がないとき。

(2) 処分、処分の実行又は平假の履行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他請求を提出する場合の審査会については、相互関係に規定するところにより官報の上掲付書等の請求
 書に記載して納めなければならない。

本印刷用紙類 余白には、書式及び記載事項を調整の上、納税書に対するお知らせ等を記載することができる。

様式第二十号(その二)を次のように改める。

様式第二十号(その2)

不動産取得税徴収猶予申告書					
家屋の所在地	家屋番号	構造・種類	床面積	地積	m ²
土地の所在	地番	地目			m ²
家屋・土地の取得年月日	年 月 日				
家屋の徴収猶予額	課税番号				
土地の徴収猶予額	課税番号				
認定を受けた計画の名称					
認定を受けた日	年 月 日				
徴収猶予期間	年 月 日から	年 月 日まで			
備考					

宮城県県税条例附則第10条の10において準用する同条例第15条の規定によって不動産取得税の徴収猶予をされたく申告します。

年 月 日

納税者 (住所(所在地))
氏名(名称)

印

宮城県

所長 殿

(産業活力再生特別措置法に規定する認定事業の用に供する不動産)

様式第三十八号(その三)の次に次の二様式を加える。

様式第38号(その5)

<p>777 宮城県 領収済通知書 </p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>支払先 宮城県 税務課 納付 00130-8-967087</td> <td>年額 円</td> </tr> <tr> <td>納付額 04000 納付 納付</td> <td>納付 円</td> </tr> <tr> <td>年 額 円</td> <td>納付用 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">34</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納付額 円</td> <td>納付済 円</td> <td>納付日付印</td> </tr> <tr> <td>合計額 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(注) 領収済日付欄は、00130-8-967087に付する。</p>	支払先 宮城県 税務課 納付 00130-8-967087	年額 円	納付額 04000 納付 納付	納付 円	年 額 円	納付用 円	納付額 円	納付済 円	納付日付印	合計額 円			<p>納付済通知書 </p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>支払先 宮城県 税務課 納付 00130-8-967087</td> <td>年額 円</td> </tr> <tr> <td>納付額 04000 納付 納付</td> <td>納付 円</td> </tr> <tr> <td>年 額 円</td> <td>納付用 円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納付額 円</td> <td>納付済 円</td> <td>納付日付印</td> </tr> <tr> <td>合計額 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(注) 領収済日付欄は、00130-8-967087に付する。</p>	支払先 宮城県 税務課 納付 00130-8-967087	年額 円	納付額 04000 納付 納付	納付 円	年 額 円	納付用 円	納付額 円	納付済 円	納付日付印	合計額 円			<p style="text-align: center;">領収証書</p> <p>納付済通知書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納付番号</td> <td>納付年額</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>納付済</td> </tr> <tr> <td>納付日</td> <td>納付済</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>納付済</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>納付済</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>納付済</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記金額を納付済みとした。</p> <p>納付日付印</p> <p>領収日付印</p>	納付番号	納付年額	納付額	納付済	納付日	納付済	納付額	納付済	納付額	納付済	合計額	納付済
支払先 宮城県 税務課 納付 00130-8-967087	年額 円																																					
納付額 04000 納付 納付	納付 円																																					
年 額 円	納付用 円																																					
納付額 円	納付済 円	納付日付印																																				
合計額 円																																						
支払先 宮城県 税務課 納付 00130-8-967087	年額 円																																					
納付額 04000 納付 納付	納付 円																																					
年 額 円	納付用 円																																					
納付額 円	納付済 円	納付日付印																																				
合計額 円																																						
納付番号	納付年額																																					
納付額	納付済																																					
納付日	納付済																																					
納付額	納付済																																					
納付額	納付済																																					
合計額	納付済																																					

自動重税納税証明書
(継続課税用)

下記納税番号の自動重税に「1」を、滞納の公金に「2」を記載し、2桁、納付番号、有効期限及び納付日付欄の2桁を記載して下さい。
※ 上記納付は4桁2桁で「7770871-1」で納付して下さい。

納付番号	納付年額
(納付番号)	納付済
有効期限	納付済

納付日付印

印

捺印別要領 赤白には、書式及び記載事項を調整の上、納税者に対するお知らせ等を記載することができます。

様式第三十九号の三を次のように改める。

様式第39号の 3

(表)

営業所等設置等届出書 (県民税子割用)

受付印

年 月 日

宮城県仙台中央県税事務所長 殿

所在地
名称

県民税子割の申告納入について宮城県県税条例第32条の3の規定により下記のとおりお届けします。

記

届 出 事 由	1 新設	2 異動	3 廃止
	4 利子等の種別の変更		
新 設 等 年 月 日	年 月 日	〔異動事由〕	
特 別 営 業 所 等 (店 舗 名)	所 在 地	電 話 ()	
特 別 徴 収 義 務 者 番 号	所 在 地	電 話 ()	
利 子 割 の 納 入 方 法	1 店舗毎に納入する場合の利子等の種類	2 本店等にて一括納入する場合の利子等の種類	3 申告納入する(る)者(る)特別の営業所等
(備 考)	特別徴収義務者番号	所在地	電話番号

(記入要領は裏面にあります。)

(裏)

〔記入要領〕

1 この届出書は、新設、異動、廃止、利子等の種別の変更があつた場合に該当する必要事項を記載し、その事実が発生してから15日以内に提出してください。なお、この届出は本店、本部から提出しても差し支えありません。

2 記入方法

記 入 欄	記 入 内 容	新 設	異 動	廃 止	利子等の種別の変更
(1) 届 出 事 由	該当に○印	○	○	○	○
(2) 新 設 等 年 月 日	種別の変更の場合は納入開始年月日を記入	○	○	○	○
(3) 異 動 事 由	店舗の所在地、名称等が変更の場合に記入	-	○	-	-
(4) 特別徴収義務者の営業所等	店舗の所在地、名称を記入	○	○	○	○
(5) 特別徴収義務者番号	金融機関コード9桁を記入	○	○	○	○
(6) 利 子 割 の 納 入 方 法	納入方法別に利子等の種類等を記入	○	-	-	○

(注) ○…記入する数
…記入しない

3 利子割の納入方法

納入方法には、

① その店舗で徴収した枚額を当該店舗で納入する方式

② 本部にて一括して納入する方式

③ 利子の種類に応じて①、②を併用する方式

がありますから、利子等の種類ごとにとの方法によるかを記入してください。利子等の種類は、その店舗で納入する利子等の種類を下記により選択し、該当の番号に○印をつけてください。

1 公社債利子	12 社債的受益証券の収益の分配
2 銀行預金利子	13 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3 勤務先預貯金等の利子	14 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4 合同運用信託の収益の分配	15 定期積金の給付補てん金
5 公社債投資信託の収益の分配	16 相互掛金の給付補てん金
6 郵便貯金利子	17 抵当証券の利息
7 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	18 貴金屬の売却し条件付赤置の利益
8 国外公社債等の利子等	19 外貨建預貯金等の為替差益
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	
11 配	

様式第六十二号の三を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第五号による納税通知書、改正前の様式第五号の二による督促状、改正前の様式第十五号の二による自動車税減額通知書及び改正前の様式第三十八号による納付(納入)書は、当分の間、改正後の様式第五号、様式第五号の二、様式第十五号の二及び様式第三十八号によるものとみなす。

納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則

の五(七)改正する。
第十一條中「帳簿」の下に「(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをこゝで、以下同じ。)の作成又は保存がされている場合における電磁的記録を含む。)」を加える。

此 照
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第五号

宮城県税務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県税務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県税務取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、県指定金融機関、県指定代理金融機関及び県収納代理金融機関から領収済通知書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送信を受けた場合について準用する。

第三十四条第一項中「徴収金は、歳入歳出外現金払込票により払い込むものとし、その取扱い」を

「徴収金の取扱い」に改める。

様式第二十一号中 「 払込指定金融機関 」 を 「 払込金融機関 」 に

歳入歳出外現金	田	七十七銀行	を
---------	---	-------	---

歳入歳出外現金	田	銀行	に改める。
---------	---	----	-------

附 則

この訓令は、平成二十年三月三十一日から施行する。